

# バイク・軽自動車等の申告はお済みですか？

軽自動車税は原動機付自転車(125cc以下)、小型特殊自動車、二輪の小型自動車及び三輪・四輪の軽自動車を4月1日現在で所有している方に課税されます。4月2日以降に廃車や譲渡した場合でも、1年分の税金がかかります。なお、普通自動車税のような月割の払い戻しはありません。

## ○原動機付自転車(125cc以下)、小型特殊自動車(トラクター、コンバイン、乗用田植機等)

		必要書類	申告期限
購入したとき		登録する方の印鑑、販売証明書	購入後15日以内
譲り受けたとき	廃車済	登録する方の印鑑、譲渡証明書または廃車申告受付書	譲り受け後15日以内
	廃車前	登録する方の印鑑、ナンバープレート、標識交付証明書	
廃車するとき		登録している方の印鑑、ナンバープレート、標識交付証明書	廃車後30日以内
住所が変わったとき	転出	登録している方の印鑑、ナンバープレート、標識交付証明書	住所変更後15日以内
	転入	登録する方の印鑑、廃車申告受付書またはナンバープレートと標識交付証明書	
盗難にあったとき		登録している方の印鑑、標識交付証明書 ※盗難届出日、届出警察署名、盗難届受理番号が手続きの際に必要となります。	盗難にあってから15日以内
手続場所		税務課 ☎029-288-3111(内線123) 桂支所 ☎029-289-2211 七会町民センター ☎0296-88-3111	

## ○二輪の軽自動車(125cc超250cc以下)、二輪の小型自動車(250cc超)、三輪・四輪の軽自動車(660cc以下)

手続きの内容によって必要な書類が異なるため、以下の手続場所まで事前にお問い合わせください。

### ≪手続場所≫

- 二輪の軽自動車、二輪の小型自動車  
関東運輸局 茨城運輸支局(水戸市住吉町353) ☎050-5540-2017
- 三輪・四輪の軽自動車  
軽自動車検査協会 茨城事務所(茨城町若宮887-59) ☎050-3816-3105

問合せ 税務課 ☎029-288-3111(内線123)



# 介護保険料の納め忘れはありませんか？

介護保険は、現役世代(40~64歳)の支援を受けながら高齢者の方自身にも保険料を負担していただき、介護や支援が必要になった方に介護保険のサービスを提供する支え合いの制度です。この趣旨をご理解いただき、保険料の納め忘れがないようお願いいたします。

## 介護保険料を滞納するとどうなるの？

災害等の特別な事情がないのに保険料を滞納している方は、介護保険のサービスを受ける際に、滞納期間に応じて介護サービス費の給付が制限されます。



介護保険料の滞納期間	介護サービス費の制限
1年以上 (支払方法の変更)	介護保険サービスを利用した際に、いったん利用料の全額を自己負担しなければなりません。あとから申請することで、給付費(自己負担を除く費用)の払い戻しを受けることができます。
1年6か月以上 (保険給付の一時差し止め)	いったん利用料の全額を自己負担するのに加え、申請後に払い戻される給付費の一部または全額を一時的に差し止めます。滞納が続く場合、差し止められた額から介護保険料を差し引きます。
2年以上 (給付額の減額)	上記に加え、滞納期間に応じて、自己負担割合が3割または4割に引き上げられます。また、高額介護サービス費、特定入所者介護サービス費などの支給も受けられなくなります。

※2年以上滞納すると、介護保険料をさかのぼって納めることができなくなります。  
納付書でお納めの方は、納め忘れがない口座振替が便利で安心です。

問合せ 長寿応援課 ☎029-288-3111(内線153)